

令和５年第１０回農業委員会総会議事録										
開催年月日		令和５年１０月２４日（火）								
開催場所		白岡市役所４階特別大会議室								
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 ９時００分			議 長	進 藤 貴 一			
		閉 会	午前 ９時１８分			議 長	進 藤 貴 一			
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長				仮議長			
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員					
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要		
	１	関 山 功 一		出席	１	齋 藤 光 則		出席		
	２	岡 安 広		出席	２	賀 嶋 功		出席		
	３	中 村 信 明		出席	３	依 田 正 次		出席		
	４	進 藤 貴 一		出席	４	渡 邊 明 子		出席		
	５	町 田 一 二		出席	５	小 林 一 夫		出席		
	６	八 木 澤 君 子		出席	６	千 葉 佳 織		出席		
	７	江 原 健 治		出席	７	安 野 和 好		出席		
	８	神 田 潔		出席	８	清 水 清		出席		
	９	吉 田 敏 雄		出席	９	今 泉 志 江		出席		
	１０	齋 藤 美佐夫		出席						
	１１	大 山 峰 夫		出席						
	１２	大 橋 進		出席						
	１３	江 口 泰 夫		出席		出席者		２３名		
	１４	山 下 幸 一		出席		欠席者		０名		
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者						
事務局		事務局長	佐々木 雅美			主幹		水野 慶之助		
		主査	塩村 孝太郎			主任		安藤 寛子		
説明員		事務局長	佐々木 雅美			主査		塩村 孝太郎		
		主任	安藤 寛子							
会議次第		別添のとおり			配布資料		別添のとおり			

審議事項

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	ただ今から、令和５年第１０回農業委員会総会を始めさせていただきます。
	はじめに、進藤会長から御挨拶をお願いいたします。
会長	挨拶（省略）
局長	現在の出席は農業委員１４名、推進委員９名でございます。こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。
	【開会 午前９時００分】
議長	現在出席委員１４名であり定足数に達しておりますので、これから第１０回総会を開会いたします。
	議事録署名委員に神田委員、吉田委員を指名いたします。
日程第１ 議案第３１号 農地法第４条の規定による許可申請に対する進達の意見について	
議長	日程第１ 議案第３１号 農地法第４条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第３１号 農地法第４条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は１件でございます。 番号１につきましては、申請人が所有権を有する申請地について、駐車場敷として転用するための申請です。 現在、申請地に隣接する既存敷地を販売会社へ貸しておりますが、敷地内の駐車スペースが足りず利用に苦慮していたため、今回、申請地を駐車場として貸すため申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を委員をお願いいたします。
委員	今回申請の番号１の４条申請について、２０日に現地を確認しました。 申請地の場所は、〇〇の隣地であり、違反等はありません。 転用理由については、事務局説明のとおりです。転用についてはやむを得ないものと判断いたしました。皆様の審議をお願いいたします。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。

議長	[質疑なしという声あり] 質疑なしと認めます。 お諮りします。事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり] 異議なしと認めます。よって議案第31号については、原案のとおり決定します。
日程第2 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について	
議長 事務局	日程第2 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は3件でございます。 総会資料の3ページを御覧願います。 番号1につきましては、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、市外の賃貸住宅に居住しておりますが、家財が増え手狭となっており、今後の子育て等を考慮し、自己用住宅を建築したいと考え、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、第1種農地に該当し、通常不許可となりますが、例外規定として地域の農業の振興に資する施設があり、その一つとして住宅施設が該当するため、農地転用が可能となります。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま。 番号2につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、自己用住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、将来、両親の介護及び子育てを考慮し、実家から近くにある自己用住宅を持ちたいと考え、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま。

事務局	番号３につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、自己用住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、市内の実家にて家族５人で生活しておりますが、将来の子育て等を考慮し、自己用住宅を持ちたいと考え、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。 これから番号１の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	番号１については、現地確認を１０月２０日に行いました。。 申請地は、１０ha以上の集団農地とは認められませんでした。 また、申請地周辺は住宅地として利用されており、今後も住宅地として発展する可能性の高い地域です。案内図は２ページとなります。 転用の理由については、事務局説明のとおりです。 申請地は現在農地として使用されており、違反等はされていません。 したがって、この案件については、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。
議長	続きまして、番号２の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回申請の番号２について、１０月２０日に現地を確認しました。 申請地は、１０ha以上の集団農地とは認められませんでした。 また、申請地は小学校と隣接し、駅や病院から１km以内であり、今後も市街化として発展する可能性の高い地域です。 なお、転用の理由については、事務局説明のとおりです。 申請地は現在農地として使用されており、違反等はされていません。 したがって、この案件については、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。
議長	続きまして、番号３の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	現地確認案内図４ページを御覧ください。 申請地については、駅から東に６００m、すぐ近くに小学校があります。 また、申請地は１０ha以上の集団農地とは認められませんでした。 今回申請の番号３について、１０月２０日に現地を確認しました。 申請地は現在農地として利用されており、違反等はありません。 転用についてはやむを得ないものと判断いたしました。皆様の審議をお願いいたします。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

議長	[質疑等なしという声あり] 質疑なしと認めます。 お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり] 異議なしと認めます。よって議案第32号については、原案のとおり決定します。 以上をもちまして、議案第31号から32号に係る議事を終了します。 引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分</u> <u>協議報告事項2 農地法第5条第1号第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、 協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は1件でございます。 総会資料の5ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、長屋住宅敷のための転用です。 続きまして、 協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分についてでございますが、今回報告は1件でございます。 総会資料の6ページを御覧願います。 番号1につきましては、住宅敷のための転用です。 簡単ですが、説明は以上です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [なしと云う声あり。]
議長	質疑なしと認めます。

協議報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知

議長	続きまして、協議報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について でございますが、今回報告は 2 件でございます。 総会資料の 7 から 10 ページを御覧願います。 番号 1 につきましては、令和 5 年 9 月 1 日に解約があったものです 理由は、農地改良申請があり、他の法人が借受けることとなったため、解約となったものです。 番号 2 につきましては、令和 5 年 9 月 30 日に解約があったものです。 理由は、借主が法人を立ち上げ、法人が借受けることとなったため解約となったものです。 簡単ですが、説明は以上です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等伺います。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [なしと云う声あり。]
議長	質疑なしと認めます。

協議報告事項 4 その他

議長	続きまして、協議報告事項 4 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 4 その他 について でございますが、 ○農業委員会活動記録の提出について ・御提出ありがとうございました。 ・今回お預かりしました活動記録につきましては、来月の総会資料送付時に返却させていただきます。 ○来月の農地パトロールについて ・ 11 月 14 日 齋藤委員・八木澤委員・日勝地区推進委員 ・ 11 月 22 日 神田委員・篠津地区推進委員 となります。必要に応じて日程変更をお願いします。 また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いいたします。 ○来月総会について ・ 11 月 22 日（水）午前 9 時 ・議事録署名委員の神田委員、吉田委員の両委員は来月署名をお願いします。 以上で協議報告事項 4 その他を終わります。

議長	説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。
	[なしと云う声あり。]
議長	ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。
	[終了午前9時18分]